

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係政令の整備等に関する政令要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
  - (1) 無申告加算税の割合引上げの判定に用いる税額の対象から控除する税額の計算方法を規定することとする。(関税法施行令第9条の2関係)
  - (2) 税関事務管理人を定めたときの届出書の記載事項及び添付書類を拡充するほか、税関事務管理人の指定対象となる国内便宜者が有すべき申告者等との間の特殊の関係等について規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第84条及び第84条の2等関係)
  - (3) 入国者が携帯し、又は別送して輸入する加熱式たばこのうち、簡易税率を新設したものについて、入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物から除くこととする。(関税定率法施行令第1条の2関係)
  - (4) 特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第14条関係)
2. 植物防疫法の改正により検疫検査の対象となった物品を、保税地域外に置くことができる貨物に追加することとする。(関税法施行令第25条関係)
3. 知的財産侵害物品の認定手続において、輸入者が争う旨を申し出ない場合に、権利者等に証拠提出等を求めることなく侵害該否の認定を行う手続の対象に、特許権、意匠権等に係る輸入差止申立てが受理された貨物を追加することとする。(関税法施行令第62条の16等関係)
4. 保税蔵置場の許可手数料等に係る初月分の納付期限を許可等の日から20日以内に緩和する等の規定の整備を行うこととする。(税関関係手数料令第9条関係)
5. 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和5年度の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
6. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子

情報処理組織を使用して行うことができる業務の追加等を行うこととする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表関係)

7. その他所要の規定の整備を行うこととする。

8. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和5年4月1日から施行することとする。